

## 平成23年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 4-2-11 農業者戸別所得補償制度推進事業

### 【予算反映等改善事項】

本事業は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付金で補てんすることにより、農業経営の安定を図り食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す「農業者戸別所得補償制度」の推進事務費です。

本事業を通じて、農業者への制度の周知、申請書類の配布・回収、作付面積の確認を行うとともに、農地集積・耕作放棄地解消のPRや集落営農組織の法人化を推進しているところです。

平成22年度戸別所得補償モデル対策事業を経て、平成23年度より本格実施となり、モデル事業時を超える285名が交付金対象者となりました。本市農業者の所得安定に資すると同時に、水稻に依存しない農業の多角化へと推進することができました。

一方で、東日本大震災の影響による米価の下げ止まり感もあり、主食用水稻を他の作物へ転作しようとする動きが鈍化すると予想されています。そのため、農業者戸別所得補償制度のより一層の周知・徹底を図るとともに、本市農業の多角化・高度化に努める必要があると考えます。

なお、「農業者戸別所得補償制度」は平成25年度より「経営所得安定対策事業」に変更されます。